

北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会運営要領

第 1 目 的

この要領は、北海道総合保健医療協議会設置要綱第 7 条の規定に基づき設置される地域医療専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 所掌事項

委員会は、地域医療にかかわる重要な事項について協議する。

第 3 委 員

委員会の委員は、総数 18 名以内とする。

ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を加えることができる。

第 4 委員長及び副委員長

- 1 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

第 5 会 議

- 1 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
ただし、委員長は、これを会長に報告しなければならない。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第 6 小委員会

- 1 委員会には、委員会の決定により、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員は委員長が指名する。
- 3 小委員会には、必要がある場合は、臨時に委員を加えることができる。

第 7 庶 務

委員会の庶務は、担当部課において処理する。

第 8 委員長への委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第 9 施行期日

- この要領は、昭和 56 年 7 月 21 日から施行する。
この要領は、昭和 63 年 8 月 26 日から施行する。
この要領は、平成 3 年 3 月 20 日から施行する。
この要領は、平成 6 年 5 月 23 日から施行する。
この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。